

2010年11月1日

Internal Revenue Service  
CC:PA:LPD:PR (NOT-121556-10)  
Room 5203  
P.O. Box 7604  
Ben Franklin Station  
Washington, D.C. 20044

### 外国口座コンプライアンス法についての意見書

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、2010年追加雇用対策法案（The Hiring Incentives to Restore Employment (HIRE) Act）の一部として2010年3月18日に制定された外国口座コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）の規定および行政上の解釈や施行に関するIRS通知（Notice 2010-60）の意見照会に応じるかたちで要望書を提出させていただく機会に感謝いたします。

全銀協は、米国政府のタックス・ギャップ解消のための努力とその一環としてのFATCAの立法趣旨については十分に理解しております。しかしながら、FATCAの施行に関しましては、世界中の金融機関およびその顧客に対し、著しく過度な負担を強いる懸念があるため、Notice 2010-60において提示されたガイダンスによる米国政府の配慮には感謝しながらも、FATCAのより効果的な施行のために、引き続きご勘案いただきたい点を日本の銀行界を代表して意見を表明するものです。

全銀協は、日本国内に本支店を有する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする、日本の銀行界を代表する団体で、総会員数は248にのぼります。全銀協は、銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に、全国的・国際的なレベルで様々な活動を行っており、日本国内で活動する殆どの銀行がその会員になっております。全銀協は、業界全体のコンプライアンス意識の徹底、銀行取引の適正性の確保、消費者保護など、幅広い活動を行っております。

周知の通り、米国と日本は長年経済的に相互依存の関係にあり、日本の金融機関は米国内でも積極的に活動を行ってきております。また、日本の銀行界全体としての米国証券等に対する直接投融资残高が2009年末で約26兆円（約2,820億米ドル）にのぼるといふ事実もあり、日本の金融機関が、FATCAのような米国直接投融资に係る税制改革で受ける影響には多大なものがあると予想されます。また、日本の全人口約127,510,000人に対して米国人（米国籍保有者）は52,000人（0.04%）に過ぎません。一方、日本の銀行における預金口座の総数は約7.9億にもものぼりますが、そのなかから、米国人口座を特定するために、預金口座全体を対象としてFATCAの規定するデューデリジェンスを行うことは、日本の金融業界に対し、中でも（1473条(3)で定められている）特定米国居住者（Specified US Persons）の顧客がいない、あるいはその割合が低い金融機関に対して多大な事務・コスト負担を強いることとなります。

全銀協においては、世界中の金融業界全体に対するFATCAの影響に留意し、また、当業界に対する事務・コスト負担を最小限に抑えるための対策案として米国財務省および内国歳入庁（以下「IRS」という。）がNotice 2010-60を作成したことに深謝したうえで、FATCAにおいて定められた新源泉徴収制度および情報提供義務に対して、さらに引き続き日本の金融機関が効率的かつ法律の目的に合致しつつFATCAに対応するための策について焦点を置き、以下の要望を申しあげます。

## **I.日本の金融制度と銀行口座の現状にもとづく1471条(f)(4)または1471条(b)(2)(B)の適用**

Notice 2010-60では、1471条(b)または1471条(f)における例外規定の適用対象となる金融機関のグループをどのように定義、特定すべきかという点について一般からの意見を求めています。全銀協としては日本の金融機関を上記規定の適用対象グループとしてご検討いただくべく、日本の金融業界の現状について説明します。

- 日本の金融業界においては、預金取扱金融機関（含 銀行）、信託銀行、証券会社、投資顧問業などの役割分担が明確になっており、法律上も業務範囲の制限があります。このうち全銀協の会員の大多数は、伝統的な商業銀行業務、すなわち、個人・法人向けの預金業務と融資業務を基礎とした

業態であり、投資目的の商品の販売は、仮にあったとしても、銀行として扱う商品全体のうち、比較的限定的なものになります。

- 銀行を含む日本の金融機関は、マネー・ローンダリング防止を目的とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」等の法令で定められた本人確認書類にもとづき厳格な本人確認を実施しており、また本人確認の実施状況についてはわが国の監督当局により厳重な検査が金融機関に対して実施されております。従いまして、日本の金融口座を租税回避目的で利用するのは極めて難しいのが実情です。
- 日本では米国と異なり、税制上、利子所得に関しては他の所得との通算が認められておらず、日本の税法上の居住者<sup>1</sup>については20%（国税15%+地方税5%）、日本の税法上の非居住者<sup>2</sup>についても国税15%を源泉分離課税方式で徴収しています。こうした税制の仕組みにより、金融機関では非居住者と居住者を区別して把握しなければならないほか、非居住者の場合には租税条約適用のための確認も必要なことから、顧客の管理を厳格に行おうとする土壌があることから、租税回避を目的に日本国内の金融機関に口座を保有するインセンティブは低いと思料します。
- 2009年末で、入国管理局が把握している日本国内の米国人（米国籍保有者）は前述のとおり約52,000人ですが、これは日本の全人口約127,510,000人の0.04%程度であり、また日本国内の外国人総数（約2,190,000）の約2.4%に過ぎません。

以上の理由により、日本の銀行界の声を代弁する全銀協としては、日本の金融機関で特定米国居住者が租税回避行為を行うリスクは低いと考えられるため、1471条(f)(4)で規定されている租税回避リスクの低い金融機関として取り扱っていただくか、1471条(b)(2)(B)の規定により、財務省の判断により報告義務等を不要と認定される金融機関として扱っていただくのが最も望ましいと考えております。

## **II.FATCA導入に当たっての過度の負担を軽減するための具体策**

上述の通り、全銀協としては日本の金融機関が1471条(f)(4)または1471条

---

<sup>1</sup> 個人の場合には、日本国内に生活の本拠を有するか、一年以上継続して居住している者、法人の場合には日本国内に本店が所在する法人が該当します。

<sup>2</sup> 脚注1における居住者に該当しない者が非居住者になります。

(b) (2) (B)の対象になることが望ましいと考えてはおります。しかしながら、日本の金融機関が例外規定の適用対象グループとならない場合にも、金融機関にとって多大な負担増にならない方向で今後のガイダンス策定を進めていただくことを要望します。

日本は米国の重要な経済的パートナーであり、日本の銀行界全体としての米国証券等に対する直接投融資残高から鑑みても米国経済の重要な資金源を提供しています。仮に、FATCAの規定が日本の金融業界にとって実務的に遵守困難なものであれば、日本の金融機関の実務に相当の混乱が起き、多大な事務・コスト負担を強いられる結果として日本の金融機関としては米国証券等からの投融資撤退をも視野に入れた対応を迫られるという事態になりかねません。この事態を回避するためにも、FATCAの規定が、日本の金融業界に過度な負担を強いるものにならないよう、以下に申しあげる要望に対して十分にご考慮をいただきたくお願い申し上げます。

## 1. 日米租税条約上の規定の活用

日本が米国と長年相互依存関係にあることは上述の通りですが、日本は長年米国と租税条約を維持し続け、さらに2004年には近代的な内容の新しい租税条約を批准いたしました。新たな租税条約の第26条では、包括的な日米政府間の情報交換を規定しており、米国議会の合同税務委員会が作成した租税条約の解説書においては、両国の権限ある当局が第26条の規定にもとづいて収集する情報には金融機関が保有する情報も含まれるという記載があります。従いまして、上述の日本の税制にも鑑み、FATCAで要求されている情報は日米の権限ある当局同士の情報交換によっても収集が可能であると考えます。財務省規則や今後のガイダンスの策定に際しては、FATCAの各項目の運用上、米国と包括的な情報交換規定を含む租税条約を締結している国とそれ以外の国の金融機関の取り扱いについての充分なご検討を要望いたします。

## 2. 要望事項（各論）

日本の金融機関自体に、そもそも特定米国居住者によって租税回避に利用されるリスクがあまりないことは前述の通りです。また日本の金融機関自体の義務を免除することが難しい場合でも、租税回避リスクの軽重を考慮していただき、

金融機関に不要な負担を求めないかたちで財務省規則を策定していただきたい  
と思います。これは、全銀協も加盟しているInstitute of International Bankers  
(IIB)やInternational Banking Federation (IBFed)が表明してきた意見とも合  
致したのになります。

FATCAの成功は、より多くの金融機関が参加することにあります。そのため  
には金融機関にとっての多大な負担増にならないかたちでの実施が不可欠であ  
り、米国政府にはそのために慎重な財務省規則策定をお願いしたいと思います。  
Notice 2010-60において、ある程度参加外国金融機関の負担を軽減する規定が盛  
り込まれたことは、全銀協としても大いに評価しています。しかしながら、本  
当に現実的に実務対応が可能なレベルであるとは感じておりません。

#### (1) 対象となる金融口座について

日本では、古くから貯蓄は美德とされてきたことも手伝って、預金口座は生活  
必需品であり、就労前の学生、生徒でも複数保有していることもあります。そ  
のため、2010年3月末現在で、日本の銀行における預金口座の総数は約7.9億に上  
ります。この膨大な数の預金口座すべてについてNotice 2010-60で規定された手  
続きをとることは、相当な負担になります。従いまして、日本の金融機関にお  
いて、特に口座数が多く、FATCAの対象とされた場合の事務負担が非常に大き  
くなると想定される種類の口座のうち租税回避リスクが小さいと思われるもの、  
具体的には、決済性の預金口座（普通預金や当座預金）、および定期預金（期  
間によらず、一律に対象外とすることが望ましいが、後述の通り、「短期資産  
は租税回避リスクが小さい」との考え方による場合は、当初預入期間1年超の  
定期預金のみを対象とするのも、一つの方法と考えます）については、対象外  
としていただくことを要望します。

普通預金口座などの決済性の口座は、米国源泉の配当や利息の入金口座など  
FATCAにおけるコンプライアンスの対象になる所得の入金口座として使用され  
る可能性は皆無というわけではありませんが、その場合でも資金の送金元であ  
る米国カストディアンやQIなどその他の米国源泉徴収義務者が必ず関与するの  
で、預金口座のみを保有する金融機関に不必要な負担を強いる必然性はないと  
考えます。

また、多額あるいは不自然な資金の動きがあるなど脱税行為の懸念のある口座  
を除き、FATCAの対象外としていただくとともに、一定期間資金の出入りのな

い睡眠口座についても除外していただきたいと思います。これらの点については、米国議会のJoint Committee of Taxation編纂によるFATCAの解説書にも、財務省は米国の租税回避リスクが低いと考えられる特定の短期負債に関しては金融口座の定義から除外することも考えられるとの記載があるため、是非ご検討ください。

## (2) 金額による免除規定について

全銀協としては\$50,000という免除上限額についても見直しを要望します。約7.9億もの預金口座に取り組む際、免除対象の上限が\$50,000である場合、実際に免除になる口座数はそれほど多くならず、金融機関にとってどれだけの負担減になるのか疑問です。各国の預金保険で保護されている額（日本の場合は1,000万円、約120,000米ドル）や、平均貯蓄額（日本における平成21年の平均の二人以上の世帯の1世帯当たり貯蓄現在高は1,638万円、約200,000米ドル）などを考慮し、各国の一般的な市民の保有する口座残高を免除上限額とするなどして、対象口座数の限定を考慮ください。

なお、この免除上限額については、Notice2010-60によりますと、前年の各月末残高の平均額で適用を判定することになっておりますが、その判定に際してかなりの作業が発生することも予想されるため、前年の12月末における残高など、より実務上対応しやすい方法の検討を要望します。

また、前年の12月末に上限を超えていた口座についても、年次報告の時点で解約済みの場合には報告対象外としてください。

さらに、免除上限額の適用については外国金融機関がその適用を受けない選択をすることも認められていますが、その判別を毎年行うなどの当初想定されなような負荷が生じる懸念もあるため、免除上限額の使用有無の選択に関しては、当該金融機関がその年に上限額を使用したか否かという事実によって、選択を行ったと看做してください。

なお、\$50,000の免除上限額が拡大関連者グループとしての合算ベースで判定されるかという点については、財務省にその裁量が与えられていますが、通常の銀行業務においては、関連会社の口座をすべて合算するような手続きはなされておらず、外国金融機関の負担軽減を謳っているNotice 2010-60の精神にも反すると考えられるので、そのような裁量は行使しないように要望します。（後述

の「拡大関連者グループについて」の項参照)

### (3) 米国口座の特定方法について

Notice 2010-60では、具体的に参加外国金融機関 (Foreign Financial Institutions、以下「FFI」という。)がどのようなステップで米国口座を特定するかが詳細に示されており、全銀協としても大変評価しています。しかしながら、依然として実務上の負荷は相当なものであると考えられることから、次の点について更なるご検討を要望します。

#### ①個人顧客の場合

現状の特定米国居住者の定義は米国税法上の定義であるため、米国籍保有者のみならず米国永住権保持者や米国税法上の183日以上滞要件を充足した米国居住者も含まれます。かかる定義にもとづき、「特定米国居住者」を厳密に把握し、また継続的な確認を行うことは、通常の金融機関の業務の範囲では不可能と考えます。米国永住権の有無や税法上の滞日数要件の充足の有無など、米国側の当局以外が通常合理的には把握し得ない部分については確認の対象外としてください。Notice 2010-60においては、既存の個人顧客に関する手続きのステップ4や新規の個人顧客に関する手続きのステップ3において、「顧客の米国または非米国ステータスを判定するための確認書類」という表現がありますが、その内容については顧客からの自己申告を認めていただき、金融機関独自の確認・裏付けまでを義務付けないかたちにしていただきたいと思います。また、既存の個人顧客に関するステップ4と新規の個人顧客に関するステップ5では、W-8BENやW-9の徴求が必要とされていますが、通常の業務において米国の税務様式の記入を顧客に求めることは著しい負担増に繋がるばかりか、金融機関としての通常業務にも支障を来すため、現在使用している口座開設書類に、米国ステータスを有する者である等の情報がある顧客用にW-8BENやW-9で求められている認証事項を盛り込むことで代用することを認めていただきたいと思います。金融機関の権限で徴求できる情報には限界があることと、日米租税条約により政府間の情報交換も行えることに鑑み、FATCAを実務上過度の負担を強いるものにならないような財務省規則の策定を求めます。

加えて、日本においては、「顧客の国籍情報を取得することについては、当該情報はセンシティブな情報であり、また、旅券や外国人登録証明書など以外で

は国籍を正確に確認することができないことから、その取得を義務付けることは不相当であると考えられる」との見解が「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会の報告書」（平成22年7月20日）で出されております。

また、特に、特定米国居住者の顧客割合が低い本邦金融機関では、米国の法律にもとづき、顧客に対して国籍情報の提供を要請することは事実上困難です。かかる各国の個別事情についても、十分な配慮をお願いいたします。

## ②法人顧客の場合

Notice 2010-60によると、まず顧客が米国法人であるかどうかを確認し、さらに米国法人でない場合にはFFIか否かを確認することが求められています。その上で、FFIでない外国法人の場合には、実体のある事業の有無という基準が用いられていますが、Notice 2010-60では、その具体的な判断基準について、一般からの意見を求めています。

全銀協としては、まず、法人顧客が米国法人であるか、あるいはFFIであるかを判定するのと併せて、上場企業およびその拡大関連者グループであるか否かも顧客書類等により判定可能であれば、その時点で対象外とすることを認めていただきたいと思います。併せて、財務省規則において、そもそも1472条(d)で規定されている非金融外国事業体 (Non-financial Foreign Entities、以下「NFFE」という。)の例外として1472条(c)(1)(A)と(B)において規定されている各国の上場企業およびその拡大関連者グループ（後述の「拡大関連者グループについて」の項参照）が保有する法人口座に関しては、顧客による自己申告などで確認可能な場合には実質米国保有者の有無等の米国口座とされる要件のいかに拘わらず対象外口座とし、年次報告の対象からも除外されることを明確にしてください。上場企業の場合には、ステップ4において最終的に例外NFFEとして除外されることを考えると、初期の段階で除外することによって銀行にとっての相応の負担減になると思われま

す。また、ステップ4における実体のある事業の有無については、万国共通の統一した証明方法を見出すことは難しいと考えておりますので、法人顧客の場合については、項番2(1)で既述の通り決済性預金や定期預金以外の取引がある新規の顧客についてのみ、口座開設書類に実質米国保有者の情報を、顧客からの申告等の方法で盛り込む、あるいは、事業の実体の有無についても顧客に照会するなどの方法が現実的で、かつ、広く支持される方法ではないかと考えます。



なお、米国口座の確認プロセスにおいて、口座保有者がグローバルカストディアン・QI・FFI等、その顧客の預り資産を取り扱う金融機関の場合、当該金融機関においては、口座名義人である金融機関自身にかかる実質米国保有者等についての確認が求められるのみで、預り資産の実質的な保有者の属性の確認までは求められないように、Notice 2010-60のSection IVのEに記載されている、直接最終投資家あるいは顧客と接点のある参加FFIが確認・報告義務を負うという内容で財務省規則が策定されることを支持いたします。

### ③確認のタイミング

個人顧客、法人顧客ともに、Notice 2010-60で提示されているような米国口座特定のための確認作業を定期的に繰り返すことは、金融機関が通常の業務で要求されている手続きを逸脱し、多大な負担を強いるものであると考えられるため、確認作業は原則として口座開設時のみにしていただくようお願いいたします。

### (4) 年次報告について

Notice 2010-60では、年次報告における為替レートの換算や、預金残高や出入金額の算出方法などについて一般からの意見を求めています。

為替レートの変動性に鑑みると、全銀協としては、世界中の金融機関から広範な支持を得るためには、米ドルへの換算を義務づけるべきではなく、当該金融機関が現地での財務諸表、税務申告などに使用している通貨の使用を認めるべきであると考えます。また、預金残高や出入金額については、通常、顧客への通知、その他銀行業務において使用している数値の報告に留めるべきであると考えます。さらに、世界中の金融機関を対象にしていることを考慮した場合、システム上顧客の氏名や住所をアルファベット表記することが困難である場合や、姓・名や住所の順番などの違いなどかなりの課題があるため、各国の実情にあった年次報告の内容を認めなければ、世界中の金融機関が参加し、FATCA規定を遵守することは困難であると考えます。なお、報告を受けた結果、問題点があると判断された場合に、米国政府としてさらなる情報を請求する権利が、FFI契約において担保されているはずです。

また、Notice 2010-60では、原則、年次報告を電子化することを義務づけることを財務省規則に盛り込む意図があると記載されていますが、電子ベースでの申

告は、セキュリティ・規格その他の問題が発生する可能性も高く、世界中の金融機関に必要以上に多大な負担を強いる可能性もあるため、任意にすべきであると考えます。特に日本の金融機関の多くは、元帳を紙ベースで保存しており、実態からみて、電子化の実現性は極めて低いものと考えます。

Notice 2010-60では年次報告に際してForm1099で代用する選択についても一般からの意見を求めています。この点については、全銀協としては、通常Form1099の作成義務を負わない殆どの外国金融機関にとって本当に意味のある選択であるか疑問に思っております。従いまして、Form1099の代用に関する財務省規則を策定される際には、上述のようなFATCAにおける年次報告の内容自体を外国金融機関にとってできるだけ負担のないものにするという前提で進めていただくよう要望いたします。

本来、Form1099の報告要件は米国税法にもとづく詳細・複雑なもので、その責務を負うには米国税務に関する専門知識が要求されます。また、IRSによる様式の更新、報告要件の見直しなどの改正も毎年行われます。従って、Form1099の報告要件を正確に理解し、全世界ベースでシステムを導入し、その後も随時米国の法令に関する理解のアップデートを続けるには、多大なコストと米国税務の専門知識が要求されると考えます。全銀協といたしましては、Form1099において要求されていない預金残高、グロスの出入金額などについては、通常の年次報告の枠組みにおいても再検討を要請すると共に、Form1099を選択した参加FFIに対しては、Cost Basis Reportingの適用を取りやめていただくことを要望します。

なお、FATCAの義務は既存のQIにも適用されることから、現在QIに限定的に義務付けられているForm1099の使用義務については、個別のQIの選択によりFATCAにおける年次報告をもって代用することも認めていただくよう併せて提案いたします。

#### (5) 確認・報告義務における拡大関連者グループの考え方について

FATCAにおいては、FFI契約にもとづく確認・報告義務は、財務省規則で別途規定されない限りは拡大関連者グループ単位での合算が必要とされていますが、事務・システム負担等を勘案した場合、対応が困難である場合も多いため、個

別の金融機関の状況により合算もしくは単体を選択できるようにしていただくことを要望します。また、米国税法上の間接保有の考え方は、必ずしも世界中で共通に用いられる方法ではないため、その範囲は直接出資比率50%超の資本関係にある関連会社、また、当該外国金融機関の所在国における財務報告上連結対象になる子会社の何れかを各金融機関が選択できるようにするなど、統一的に運用しやすいものに変更していただくようお願いいたします。

また、海外展開している銀行については、FATCAへの対応に当たり、自国法令のみならず海外拠点や子会社等のあるそれぞれの国の法令等との関連を整理したうえで内部手続き等を整備する必要が生じることをご理解いただいたうえで、例えばある国の法令等との関係上、その海外拠点や子会社がFATCAの求める要件を充足することが困難な場合に、それをもって自社あるいは拡大関連者グループ全体として参加FFIのステータスが直ちに否定されるようなことがないよう、手続き上の十分な配慮を要望します。

#### (6) 源泉徴収対象額について

全銀協としては、FATCAが通常の銀行業務遂行に与える影響を極小化する観点から、源泉税対象取引についても極力限定されることを要望します。

FATCAの立法趣旨は充分理解しておりますが、源泉徴収の対象が著しく広範であり、通常の銀行間取引もその対象になるということは、米国金融市場の健全性や流動性への影響も懸念されます。

そのため、現在も源泉徴収の対象外とされている取引（レポ取引、短期資金取引、特定のデリバティブ取引などにかかるもの）については、FATCAの源泉徴収の対象外となることを明確にさせていただくとともに、通常の銀行間取引（資金取引、デリバティブ取引、他店預け等）についても、源泉徴収の対象外としていただきたく要望します。

また、FFIが自己勘定で行う米国向け投融資についても、FATCAの立法趣旨に鑑み、源泉税徴収取引の対象外としていただきたく要望いたします。

#### (7) パススルー額について

Notice 2010-60では、参加FFIがパススルー額を特定するための方法や、そのために必要な情報やその報告について、事務負担の観点から一般からの意見を求めています。パススルー額は、源泉徴収対象額に関連する支払額であるとされて

いますが、文字どおりの紐付けが可能なもののみが対象になるのか、それとも直接の紐付けが不可能であっても間接的に源泉徴収対象額に関連するものまで対象になるのか（例えば、顧客が金融機関に預金口座を保有し受け取る利子（日本源泉）が、その金融機関が米国債投資により運用して取得する利子（米国源泉）に関連しているとしてパススルー額になるのか）、という点については潜在的にFATCA対応をかなり難しくさせる可能性を孕んでいることもあり、全銀協としても注目しております。

ただし、パススルー額の規定は、参加FFIの顧客に不参加FFIや非協力的な顧客がいた場合を想定しており、上述の例のように所得の源泉地を転換するようなことは議会でも意図していなかったかと考えております。従いまして、今後のガイダンスでは、例示なども含めてパススルー額には直接の紐付けが可能な文字どおりパススルーのものだけが対象になるということを明記していただくことを要望します。なお、実際の手続制定にあたっては過度な負担増とならないように配慮ください。

#### (8) FFI契約について

現行のQI契約書は高度に法律的な書式であったため、専門的な知識がないと理解が困難であったという点を踏まえて、FFI契約はより平易な書式にさせていただくことを要望します。FFI契約は、現行のQIに比べて、多大な数の新規参加者が予想されます。また、上述のように日本の金融業界では役割分担が比較的明確であることから、仲介人には該当せず、現行のQI制度に参加する必要のなかった金融機関も数多くあります。そのため、日本の金融機関にとっては、簡潔で平易なFFI契約締結の方法を導入していただくことが極めて重要になります。一般に、広く世界中に協力を求める必要のある行政上の書類（出入国書類、査証申請、税関申請など）は、そのような考え方にもとづいて作られるのが当然であることから、FFI契約についても同様の配慮を要請いたします。また、個々の金融機関の状況によっては、拡大関連者グループ全体として一本化したFFI契約を締結する方が望ましい場合も考えられることから、個社別の契約か、グループとしての契約かを任意に選択できるようにしてください。

#### (9) 還付請求について

FATCAにおいて源泉徴収された税の還付手続きについては、早急に詳細なガイダンスを公表していただくことを要望します。世界の金融機関の中でも特に対米直接投融資額の多い日本の金融機関にとっては、還付手続きの詳細は非常に重要な意味をもつため、今後のガイダンス作成の際の優先度を高めていただく必要があると考えます。特に、具体的な還付手続きの方法や還付請求を行える期間について、早急に明確にしてください。なお、還付手続きまたは要件に関しては、厳格で煩雑なものにするべきではなく、可能な限り投資家の負担を極小化していただくことが、日本の金融機関の実務の混乱を防ぎ、かつ、日本の金融機関が米国の金融市場から資金を引き上げるという事態を回避するために不可欠であると考えます。なお、FATCAにおける源泉税の還付に関しては、180日以内に還付がなされた場合には金利が付与されないことになっておりますが、45日以内に還付がなされない場合に金利が付与される通常の還付請求に比べ著しく投資家に不利な内容になっているため、併せて同規定を再考いただき、通常の過大納付の場合と同様に45日以内に還付がなされない場合に金利を付与していただくようお願いします。また、FATCAにおける還付制度が構築され、完全に整うまでは、FATCAの施行は待っていただきたくお願い申し上げます。

#### (10) 外部検証について

FATCAの要請は、潜在的に全顧客の身元調査が必要になるなどかなり広範なものになる可能性があることから、外部検証の範囲も相当なものになることが予想されます。それは、金融機関の経営者が認証する場合でも変わりません。従って、財務省規則策定に際しては、各国の金融機関が現状、通常の業務で行っている各種検査やコンプライアンス対応における作業負荷を超えない程度の内容になるような外部検証の枠組みの検討を要望します。

#### (11) 施行時期と経過措置について

FATCAが金融機関に与える影響に鑑みると、場合によっては、本邦における法令その他の改正も必要になる可能性があることが考えられます。その場合、その施行まで2年余の現時点でも財務省規則案が発表されていないことに、全銀協としては非常に懸念を感じます。例えば、Notice2010-60では、FFIとしてパスルー額を支払う場合、米国源泉徴収義務者宛の源泉徴収額届出や源泉徴収が規定されていますが、手続内容確定後から業務運営、システム対応には相当な準

備期間が必要であり、参加する金融機関が相応な対応と準備ができるように施行時期の再検討を要望いたします。また、金融機関として強制的に顧客の口座を解約する場合など、やはり国内の法令その他の整備が必要になる可能性もあり、そのような対応は金融業界の努力だけで何とかなるものではありません。仮に施行時期の再検討が難しい場合でも、施行後最低2～3年の間は、何らかの簡便法などの経過措置を設け、不必要に源泉徴収が行われないようにしていただくことを提案いたします。

## **最後に**

繰り返しになりますが、全銀協としては、租税回避リスクの軽重を考慮していただき、金融機関に不必要な負担を求めないかたちでの財務省規則の策定を要望いたします。前述の通り、日本は米国の重要なパートナーであり、また、日本の銀行界全体としての米国証券等に対する直接投融資残高は2009年末で約26兆円（約2,820億米ドル）にのぼります。米国経済の重要な資金源を維持し、日本の金融業界による米国への投融資撤退という事態を回避するため、そして日米の金融機関に無用な混乱を招かないためにも、財務省規則の策定に際しては、実利的かつ公正な解決策の勘案を、IRSに対して全銀協としても要望いたします。

上記の考察を進展するにあたり、FATCA施行の過程において全銀協が協力できますことを期待しています。また、もしIRSが全銀協の上記提案に代わる解決策を模索しているのであれば、われわれとしてはその内容に関する話合いにも喜んで応じる予定です。

以上